

令和5年度果樹先導的取組支援事業（第2次）の実施要望について

りんご園に防風網の設置など「果樹先導的取組支援事業」の実施要望を受け付けいたします。下記の助成を希望する方は【実施要望書（右半面）】に必要事項を記入し、園地の公図、見積書を添付の上、役場産業課へ提出してください。

※交付決定時期は令和5年8月以降を予定しています。業者との工事契約並びに工事着工が可能となるのは交付決定後です。尚、令和5年12月末日までに事業が完了しなければ、助成の対象となりません。

I. 助成対象者

町果樹産地計画で位置付けられた担い手（※次の①から④のいずれかに該当する者）

- ① 認定農業者
- ② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の農業者
(ただし、ぶどう単作の場合は、その経営面積を0.5ha以上とする。)
- ③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の農業者
- ④ 認定新規就農者

※経営面積 … 農業委員会の農地基本台帳に記載されている経営農地（果樹）の面積

II. 助成内容

事業の内容		補助率	その他の要件
・小規模園地整備		補助率1/2以内	
・かん水設備設置		補助率1/2以内	
・特任事業	防霜施設	補助率1/2以内	果樹共済または収入保険に加入していること。
	防風施設	補助率1/2以内	果樹共済または収入保険に加入していること。

III. 申込み締切

令和5年6月2日（金）【厳守】

IV. 留意事項

- * 事業実施に当たり、国へ実施計画を提出します。設置する園地のイメージをしっかりと固めて来て下さい。漠然と「この辺に」などでは、実施計画が作れません。公図は法務局で取得となります（有料）。
- * 実施にあたっては、青森県青果物価格安定基金協会へ会費2,000円をお支払い頂きますので、通帳と銀行印を持参してください。
- * 要望額が国の予算を上回った場合、事業実施者などが設定する構造改革目標ポイント（以下「ポイント」）をもって、事業のできる・できない（採択・不採択）が決められます。つまり、ポイントが低いと事業ができない（不採択）場合もありますのであらかじめご了承ください。
- * 実施園地の事前確認をします。（事前確認前に着工した場合は補助金の対象となりません。）
- * 本事業では、領収書がそろわないと事業完了となりません。したがって、事業実施者は経費の全額を一度自己負担する必要があります。
(ただし、JA 購買未収など秋に一括支払いをしている業者に限り納品書でも可)
- * 補助金の交付は、令和6年3月下旬の予定です。

令和5年度 果樹先導的取組支援事業（第2次）の実施要望書（防風網・防霜ファン等の整備）

農業者氏名	農業者住所	電話番号	
印	鶴田町大字	自宅	— —
		携帯	— —

I 事業主体（農業者）の担い手要件

担い手の区分 (○で囲む)	① 認定農業者
	② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者 ただし、ぶどう単作の場合は0.5ha以上とする
	③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ果樹経営面積が0.7ha以上の者
	④ 認定新規就農者

II 事業の内容

実施園地の所在地	面積 (㎡)	園地の現状		実施計画 (m、基)
		普通樹または わい化の区分	品 種	
市・町 大字 字		普通 わい化		
市・町 大字 字		普通 わい化		

III 果樹共済または収入保険制度の加入の有無（○で囲む）

果樹共済または 収入保険制度加入の有無	① すでに加入している
	② 申込みはまだだがこれから加入する

IV 消費税の申告（○で囲む）

課税事業者	① 本則課税
	② 簡易課税
免税事業者	③ 免税

- * 補助金の交付は令和6年3月下旬の予定です。したがって工事代金を一度全額自己負担する必要があります。